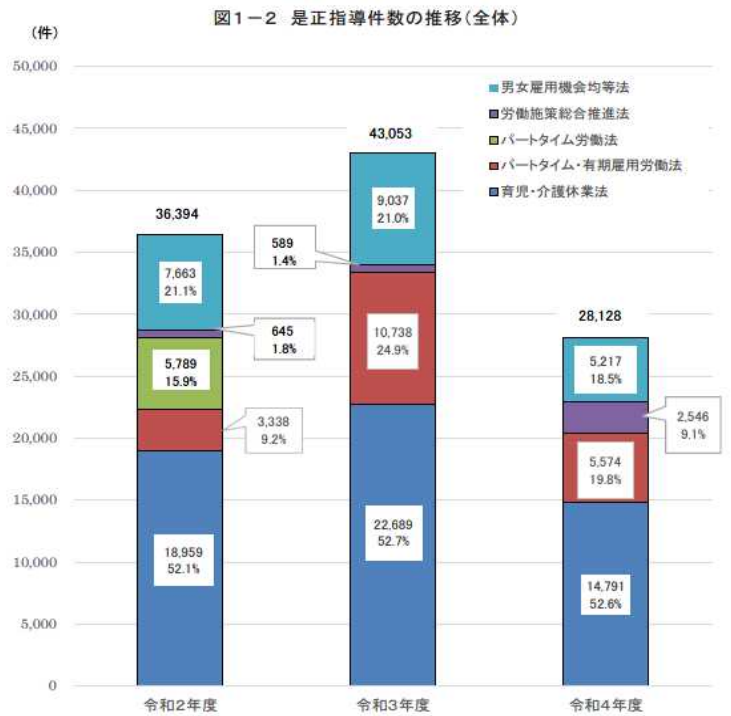


令和4年度雇用環境・均等部（室）における雇用均等関係法令の施行状況について（P4）

【誤】

(2) 是正指導の状況

- ◆ 雇用環境・均等部（室）が行った男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法に関する是正指導件数は 28,128 件（対前年度比 34.7%減）。
- ◆ 男女雇用機会均等法関係が 5,217 件（18.5%）、労働施策総合推進法関係が 2,546 件（9.1%）、パートタイム・有期雇用労働法関係が 5,574 件（19.8%）、育児・介護休業法関係が 14,791 件（52.6%）であった（図 1-2）。



※令和2年6月1日職場におけるパワーハラスメント防止対策を規定する労働施策総合推進法施行
パートタイム労働法は法改正により、パートタイム・有期雇用労働法に名称変更。令和2年4月1日より施行（大企業のみ）、令和3年4月1日より中小企業にも適用

【正】

(2) 是正指導の状況

- ◆ 雇用環境・均等部（室）が行った男女雇用機会均等法、労働施策総合推進法、パートタイム・有期雇用労働法及び育児・介護休業法に関する是正指導件数は 28,163 件（対前年度比 34.9%減）。
- ◆ 男女雇用機会均等法関係が 5,253 件（18.7%）、労働施策総合推進法関係が 2,548 件（9.0%）、パートタイム・有期雇用労働法関係が 5,571 件（19.8%）、育児・介護休業法関係が 14,791 件（52.5%）であった（図 1-2）。



※令和2年6月1日職場におけるパワーハラスメント防止対策を規定する労働施策総合推進法施行
パートタイム労働法は法改正により、パートタイム・有期雇用労働法に名称変更。令和2年4月1日より施行（大企業のみ）、令和3年4月1日より中小企業にも適用

令和4年度雇用環境・均等部（室）における雇用均等関係法令の施行状況について（P6）

【誤】

(2) 是正指導の状況(男女雇用機会均等法第29条)

- ◆ 雇用管理の実態把握を行った3,109事業所のうち、何らかの男女雇用機会均等法違反が確認された2,222事業所(71.5%)に対し、5,217件の是正指導を実施(図2-2)。
- ◆ 指導事項の内容は、「妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務(第11条の3関係)」が1,439件(27.6%)と最も多く、次いで「セクシュアルハラスメント措置義務(第11条の1関係)」の1,243件(23.8%)、「母性健康管理(第12条、13条)」の944件(18.1%)の順となっている(表2-2)。

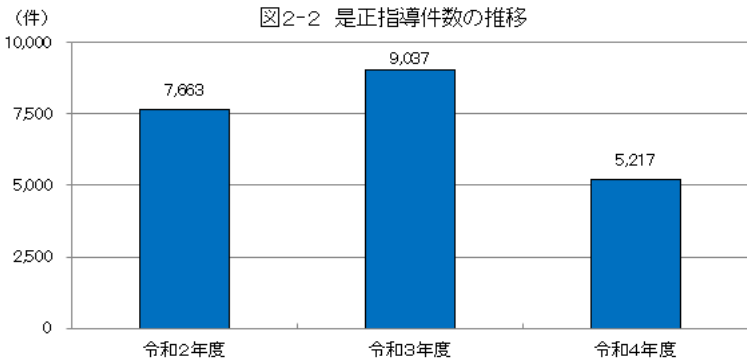


表2-2 是正指導件数の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
募集・採用(第5条関係)	37 (0.5%)	42 (0.5%)	33 (0.6%)
配置・昇進・降格・教育訓練等(第6条関係)	7 (0.1%)	9 (0.1%)	7 (0.1%)
間接差別(第7条関係)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	55 (0.7%)	26 (0.3%)	25 (0.5%)
セクシュアルハラスメント措置義務(第11条の1関係)	1,941 (25.3%)	2,032 (22.5%)	1,243 (23.8%)
セクシュアルハラスメント事業主の責務(第11条の2関係)	257 (3.4%)	281 (3.1%)	348 (6.7%)
妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務(第11条の3関係)	2,301 (30.0%)	2,474 (27.4%)	1,439 (27.6%)
妊娠・出産等に関するハラスメント事業主の責務(第11条の4関係)	225 (2.9%)	373 (4.1%)	366 (7.0%)
母性健康管理(第12条、13条関係)	1,920 (25.1%)	2,641 (29.2%)	944 (18.1%)
男女雇用機会均等推進者(第13条の2関係)	918 (12.0%)	1,158 (12.8%)	812 (15.6%)
その他	2 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	7,663 (100.0%)	9,037 (100.0%)	5,217 (100.0%)

【正】

(2) 是正指導の状況(男女雇用機会均等法第29条)

- ◆ 雇用管理の実態把握を行った3,109事業所のうち、何らかの男女雇用機会均等法違反が確認された2,228事業所(71.6%)に対し、5,253件の是正指導を実施(図2-2)。
- ◆ 指導事項の内容は、「妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務(第11条の3関係)」が1,439件(27.4%)と最も多く、次いで「セクシュアルハラスメント措置義務(第11条の1関係)」の1,243件(23.7%)、「母性健康管理(第12条、13条)」の944件(18.0%)の順となっている(表2-2)。

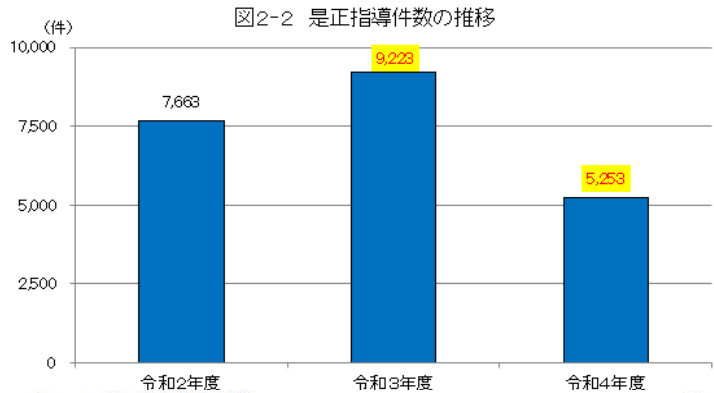


表2-2 是正指導件数の推移	令和2年度	令和3年度	令和4年度
募集・採用(第5条関係)	37 (0.5%)	42 (0.5%)	34 (0.6%)
配置・昇進・降格・教育訓練等(第6条関係)	7 (0.1%)	9 (0.1%)	7 (0.1%)
間接差別(第7条関係)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第9条関係)	55 (0.7%)	26 (0.3%)	25 (0.5%)
セクシュアルハラスメント措置義務(第11条の1関係)	1,941 (25.3%)	2,082 (22.6%)	1,243 (23.7%)
セクシュアルハラスメント事業主の責務(第11条の2関係)	257 (3.4%)	282 (3.1%)	353 (6.7%)
妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務(第11条の3関係)	2,301 (30.0%)	2,531 (27.4%)	1,439 (27.4%)
妊娠・出産等に関するハラスメント事業主の責務(第11条の4関係)	225 (2.9%)	374 (4.1%)	371 (7.1%)
母性健康管理(第12条、13条関係)	1,920 (25.1%)	2,691 (29.2%)	944 (18.0%)
男女雇用機会均等推進者(第13条の2関係)	918 (12.0%)	1,185 (12.8%)	837 (15.9%)
その他	2 (0.0%)	1 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	7,663 (100.0%)	9,223 (100.0%)	5,253 (100.0%)

【誤】

② 機会均等調停会議による調停（男女雇用機会均等法第18条）

- ◆ 機会均等調停会議による調停申請受理件数は 76 件（図 2-4）。←
- ◆ 申請の内容をみると、「セクシュアルハラスメント措置義務（第 11 条の 1 関係）」が 59 件（77.8%）と最も多く、次いで「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（第 9 条関係）」の 15 件（19.7%）となっている（表 2-4）。←
- ◆ 調停の実施結果をみると、令和 4 年度に調停を開始した 82 件（前年度申請受理した案件を含む。）のうち調停案受諾勧告を行ったものは 3 件で、そのうち 3 件が調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている。また、16 件が受諾勧告前の和解に至っている。←

（件） 図2-4 機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移

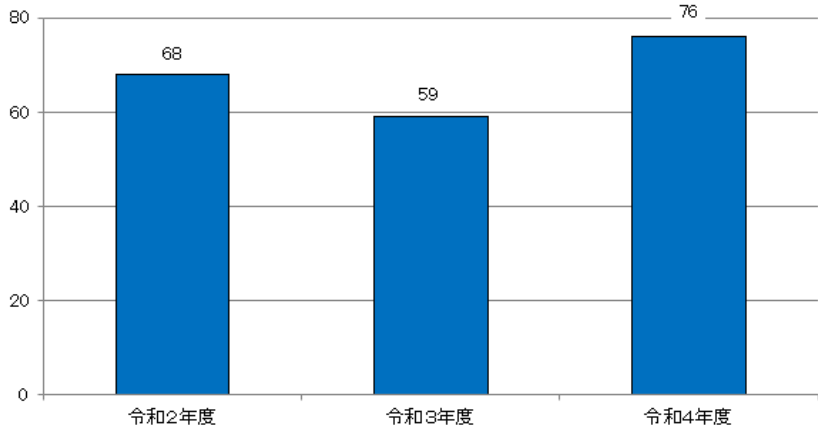


表2-4 機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
配置・昇進・降格・教育訓練等(第 6 条関係)	2	(2.9%)	0	(0.0%)	2	(2.6%)
間接差別(第 7 条関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第 9 条関係)	10	(14.7%)	15	(25.4%)	15	(19.7%)
セクシュアルハラスメント措置義務(第 11 条の 1 関係)	48	(70.6%)	42	(71.2%)	59	(77.6%)
妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務(第 11 条の 3 関係)	7	(10.3%)	1	(1.7%)	0	(0.0%)
母性健康管理(第 12 条、13 条関係)	1	(1.5%)	1	(1.7%)	0	(0.0%)
合計	68	(100.0%)	59	(100.0%)	76	(100.0%)

【正】

② 機会均等調停会議による調停（男女雇用機会均等法第18条）

- ◆ 機会均等調停会議による調停申請受理件数は 75 件（図 2-4）。←
- ◆ 申請の内容をみると、「セクシュアルハラスメント措置義務（第 11 条の 1 関係）」が 58 件（77.3%）と最も多く、次いで「婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い（第 9 条関係）」の 15 件（20.0%）となっている（表 2-4）。←
- ◆ 調停の実施結果をみると、令和 4 年度に調停を開始した 83 件（前年度申請受理した案件を含む。）のうち調停案受諾勧告を行ったものは 3 件で、そのうち 3 件が調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている。また、17 件が受諾勧告前の和解に至っている。←

（件） 図2-4 機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移

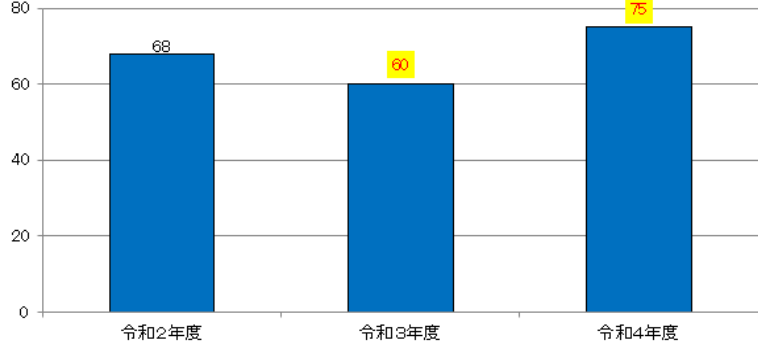


表2-4 機会均等調停会議による調停申請受理件数の推移

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	割合	件数	割合	件数	割合
配置・昇進・降格・教育訓練等(第 6 条関係)	2	(2.9%)	0	(0.0%)	2	(2.7%)
間接差別(第 7 条関係)	0	(0.0%)	0	(0.0%)	0	(0.0%)
婚姻、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い(第 9 条関係)	10	(14.7%)	15	(25.0%)	15	(20.0%)
セクシュアルハラスメント措置義務(第 11 条の 1 関係)	48	(70.6%)	43	(71.7%)	58	(77.3%)
妊娠・出産等に関するハラスメント措置義務(第 11 条の 3 関係)	7	(10.3%)	1	(1.7%)	0	(0.0%)
母性健康管理(第 12 条、13 条関係)	1	(1.5%)	1	(1.7%)	0	(0.0%)
合計	68	(100.0%)	60	(100.0%)	75	(100.0%)

令和4年度雇用環境・均等部（室）における雇用均等関係法令の施行状況について（P10）

【誤】

（2）是正指導の状況（労働施策総合推進法第33条、第35条、第36条）^①

- ◆ 雇用管理の実態把握を行った4,899事業所のうち、何らかの労働施策総合推進法違反が確認された2,258事業（46.1%）に対し、2,546件の是正指導を実施（図3-2）。^②
- ◆ 指導事項の内容は、「パワーハラスメント防止措置（第30条の2第1項関係）」が1,655件（65.0%）となっている（表3-2）。^③

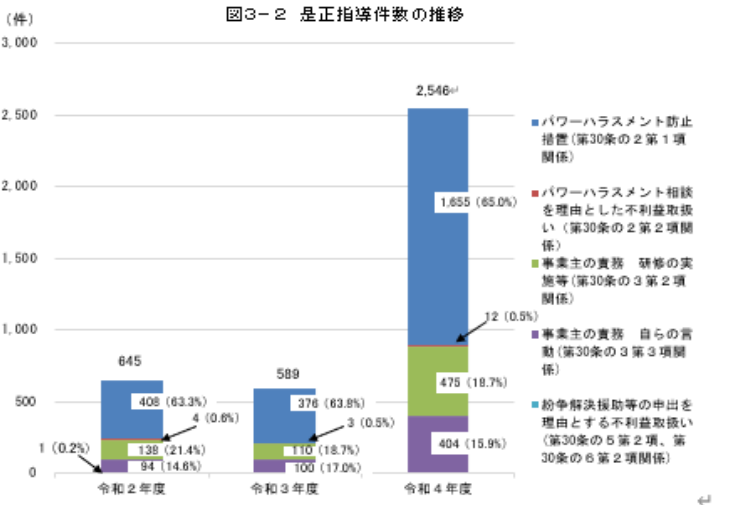


表3-2 是正指導件数の推移^①

	令和2年度 ^②	令和3年度 ^③	令和4年度 ^④
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係) ^⑤	408 (63.3%)	376 (63.8%)	1,655 (65.0%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い ^⑥ (第30条の2第2項関係) ^⑦	4 (0.6%)	3 (0.5%)	12 (0.5%)
事業主の責務 研修の実施等(第30条の3第2項関係) ^⑧	138 (21.4%)	110 (18.7%)	475 (18.7%)
事業主の責務 自らの言動(第30条の3第3項関係) ^⑨	94 (14.6%)	100 (17.0%)	404 (15.9%)
紛争解決援助等の申出を理由とする不利益取扱い ^⑩ (第30条の5第2項、第30条の6第2項関係) ^⑪	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計 ^⑫	645 (100.0%)	589 (100.0%)	2,546 (100.0%)

【正】

（2）是正指導の状況（労働施策総合推進法第33条、第35条、第36条）

- ◆ 雇用管理の実態把握を行った1,886事業所のうち、何らかの労働施策総合推進法違反が確認された2,249事業（16.0%）に対し、2,548件の是正指導を実施（図3-2）。
- ◆ 指導事項の内容は、「パワーハラスメント防止措置（第30条の2第1項関係）」が1,655件（65.0%）となっている（表3-2）。

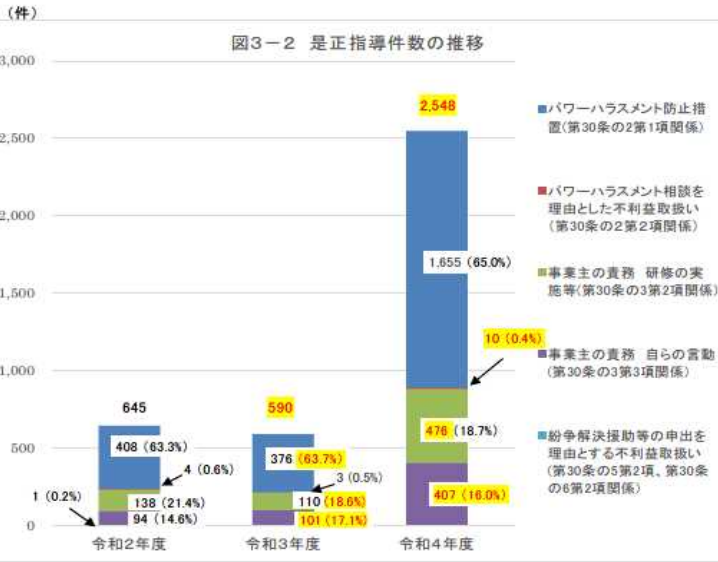


表3-2 是正指導件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	408 (63.3%)	376 (63.7%)	1,655 (65.0%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い (第30条の2第2項関係)	4 (0.6%)	3 (0.5%)	10 (0.4%)
事業主の責務 研修の実施等(第30条の3第2項関係)	138 (21.4%)	110 (18.6%)	476 (18.7%)
事業主の責務 自らの言動(第30条の3第3項関係)	94 (14.6%)	101 (17.1%)	407 (16.0%)
紛争解決援助等の申出を理由とする不利益取扱い (第30条の5第2項、第30条の6第2項関係)	1 (0.2%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	645 (100.0%)	590 (100.0%)	2,548 (100.0%)

令和 4 年度雇用環境・均等部（室）における雇用均等関係法令の施行状況について（P11）

【誤】

(3) 紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助(労働施策総合推進法第 30 条の 5 第 1 項)

- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は 1,409 件（図 3-3）。
- ◆ 申立の内容をみると、「パワーハラスメント防止措置（第 30 条の 2 第 1 項関係）」が 1,354（96.1%）、「パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い（第 30 条の 2 第 2 項関係）」の 55 件（3.9%）となっている（表 3-3）。
- ◆ 令和 4 年度中に援助を終了した 1,346 件（前年度受理した案件を含む。）のうち、労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、約 6 割の 787 件について解決をみている。

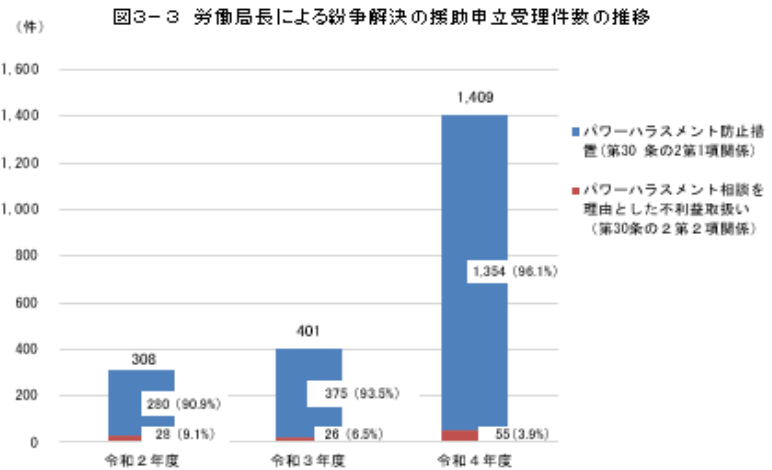


表 3-3 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移 (件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
パワーハラスメント防止措置(第 30 条の 2 第 1 項関係)	280 (90.9%)	375 (93.5%)	1,354 (96.1%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い (第 30 条の 2 第 2 項関係)	28 (9.1%)	26 (6.5%)	55 (3.9%)
合計	308 (100.0%)	401 (100.0%)	1,409 (100.0%)

【正】

(3) 紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助(労働施策総合推進法第 30 条の 5 第 1 項)

- ◆ 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数は 1,411 件（図 3-3）。
- ◆ 申立の内容をみると、「パワーハラスメント防止措置（第 30 条の 2 第 1 項関係）」が 1,355（96.0%）、「パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い（第 30 条の 2 第 2 項関係）」の 56 件（4.0%）となっている（表 3-3）。
- ◆ 令和 4 年度中に援助を終了した 1,342 件（前年度受理した案件を含む。）のうち、労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、約 6 割の 781 件について解決をみている。

(件)

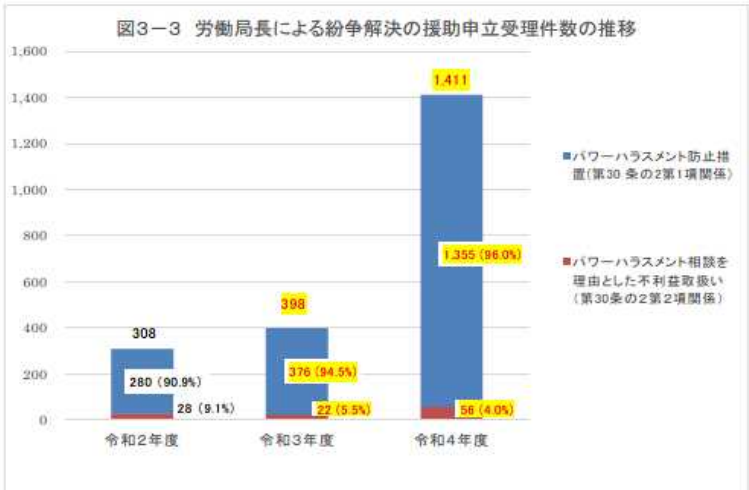


表 3-3 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移 (件)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度
パワーハラスメント防止措置(第 30 条の 2 第 1 項関係)	280 (90.9%)	376 (94.5%)	1,355 (96.0%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い (第 30 条の 2 第 2 項関係)	28 (9.1%)	22 (5.5%)	56 (4.0%)
合計	308 (100.0%)	398 (100.0%)	1,411 (100.0%)

令和 4 年度雇用環境・均等部（室）における雇用均等関係法令の施行状況について（P12）

【誤】

② 優越的言動問題調停会議による調停（労働施策総合推進法第30条の6第1項）

- ◆ 優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数は368件（図3-4）。
- ◆ 調停の実施結果をみると、調停を開始した332件（前年度受理した案件を含む。）のうち調停案受諾勧告を行ったものは16件で、そのうち14件が調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている。また、82件が受諾勧告前の和解に至っている。

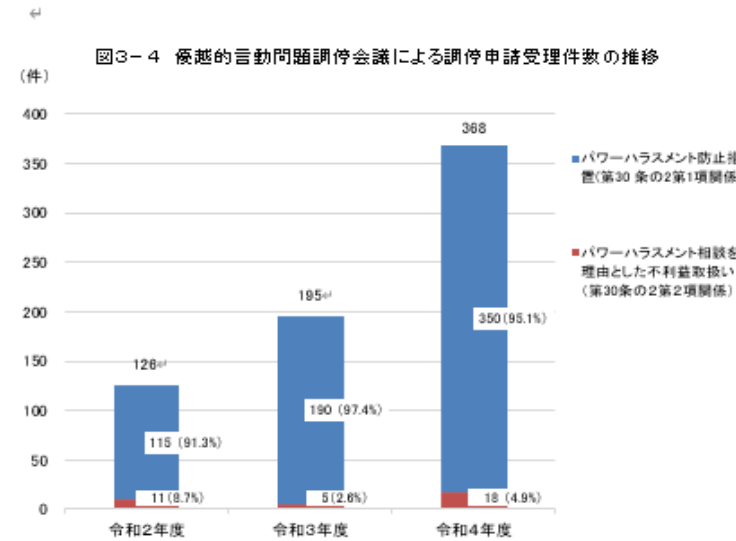


表3-4 優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	115 (91.3%)	190 (97.4%)	350 (95.1%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係)	11 (8.7%)	5 (2.6%)	18 (4.9%)
合計	126 (100.0%)	195 (100.0%)	368 (100.0%)

【正】

② 優越的言動問題調停会議による調停（労働施策総合推進法第30条の6第1項）

- ◆ 優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数は377件（図3-4）。
- ◆ 調停の実施結果をみると、調停を開始した341件（前年度受理した案件を含む。）のうち調停案受諾勧告を行ったものは15件で、そのうち13件が調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている。また、85件が受諾勧告前の和解に至っている。

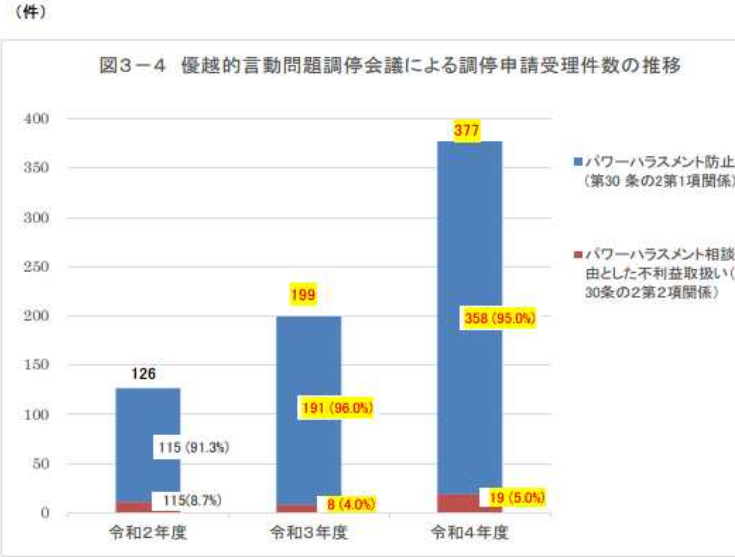


表3-4 優越的言動問題調停会議による調停申請受理件数の推移

	令和2年度	令和3年度	令和4年度
パワーハラスメント防止措置(第30条の2第1項関係)	115 (91.3%)	191 (96.0%)	358 (95.0%)
パワーハラスメント相談を理由とした不利益取扱い(第30条の2第2項関係)	11 (8.7%)	8 (4.0%)	19 (5.0%)
合計	126 (100.0%)	199 (100.0%)	377 (100.0%)

令和4年度雇用環境・均等部（室）における雇用均等関係法令の施行状況について（P14）

【誤】

(2) 是正指導等の状況(パートタイム・有期雇用労働法第18条第1項、第19条)

- ◆ 3,498企業を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム・有期雇用労働法違反が確認された企業2,466社（70.5%）に対し、5,574件の是正指導を実施。
- ◆ 指導事項の内容は、「第6条第1項関係（労働条件の文書交付等）」が984件（17.7%）と最も多く、次いで「第17条（短時間・有期雇用管理者の選任）」が900件（16.1%）、「第13条関係（通常の労働者への転換）」が701件（12.6%）となっている(表4-2)。
- ◆ 是正指導を受けた企業のうち、9割以上が年度内には是正・改善している。
- ◆ このほか、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等のため、企業に対して第19条（事業主等に対する援助）に基づく助言を2,900件行った。

表4-2 是正指導件数の推移

	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
第6条第1項関係 (労働条件の文書交付等)	618	18.5%	2,072	19.3%	984	17.7%
第6条第2項関係 (特定事項以外の労働条件の文書交付等)	2	0.1%	6	0.1%	1	0.0%
第7条関係 (就業規則の作成手続)	456	13.7%	1,271	11.8%	564	10.1%
第8条関係 (不合理な待遇の禁止)	42	1.3%	216	2.0%	144	2.6%
第9条関係 (差別的取扱いの禁止)	0	0.0%	2	0.0%	1	0.0%
第10条関係 (賃金の均衡待遇)	130	3.9%	303	2.8%	128	2.3%
第11条第1項関係 (職務内容が同一の場合の教育訓練)	0	0.0%	0	0.0%	2	0.0%
第11条第2項関係 (均衡を考慮した教育訓練)	95	2.8%	240	2.2%	129	2.3%
第12条関係 (福利厚生施設)	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第13条関係 (通常の労働者への転換)	544	16.3%	1,451	13.5%	701	12.6%
第14条第1項関係 (措置の内容の説明)	555	16.6%	1,529	14.2%	658	11.8%
第14条第2項関係 (待遇の相違等に関する説明)	4	0.1%	8	0.1%	9	0.2%
第14条第3項関係 (説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第16条関係 (相談のための体制の整備)	176	5.3%	670	6.2%	294	5.3%
第17条関係 (短時間・有期雇用管理者の選任)	590	17.7%	1,762	16.4%	900	16.1%
その他 (指針等)	125	3.7%	1,208	11.2%	1,059	19.0%
合計	3,338	100.0%	10,738	100.0%	5,574	100.0%

【正】

(2) 是正指導等の状況(パートタイム・有期雇用労働法第18条第1項、第19条)

- ◆ 3,498企業を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかのパートタイム・有期雇用労働法違反が確認された企業2,402社（68.7%）に対し、5,571件の是正指導を実施。
- ◆ 指導事項の内容は、「第6条第1項関係（労働条件の文書交付等）」が985件（17.7%）と最も多く、次いで「第17条（短時間・有期雇用管理者の選任）」が900件（16.2%）、「第13条関係（通常の労働者への転換）」が701件（12.6%）となっている(表4-2)。
- ◆ 是正指導を受けた企業のうち、9割以上が年度内には是正・改善している。
- ◆ このほか、短時間・有期雇用労働者の雇用管理の改善等のため、企業に対して第19条（事業主等に対する援助）に基づく助言を2,900件行った。

表4-2 是正指導件数の推移

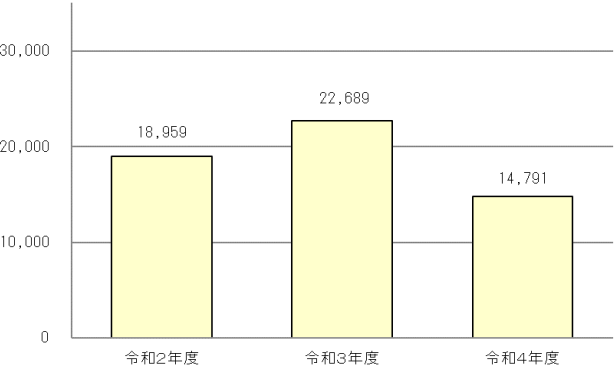
	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
第6条第1項関係 (労働条件の文書交付等)	618	18.5%	2,072	19.3%	985	17.7%
第6条第2項関係 (特定事項以外の労働条件の文書交付等)	2	0.1%	6	0.1%	1	0.0%
第7条関係 (就業規則の作成手続)	456	13.7%	1,270	11.8%	564	10.1%
第8条関係 (不合理な待遇差の禁止)	42	1.3%	216	2.0%	144	2.6%
第9条関係 (差別的取扱いの禁止)	0	0.0%	2	0.0%	1	0.0%
第10条関係 (賃金の均衡待遇)	130	3.9%	303	2.8%	128	2.3%
第11条第1項関係 (職務内容が同一の場合の教育訓練)	0	0.0%	0	0.0%	2	0.0%
第11条第2項関係 (均衡を考慮した教育訓練)	95	2.8%	240	2.2%	129	2.3%
第12条関係 (福利厚生施設)	1	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第13条関係 (通常の労働者への転換)	544	16.3%	1,451	13.5%	701	12.6%
第14条第1項関係 (措置の内容の説明)	555	16.6%	1,529	14.2%	658	11.8%
第14条第2項関係 (待遇の相違等に関する説明)	4	0.1%	8	0.1%	8	0.1%
第14条第3項関係 (説明を求めたことを理由とする不利益取扱いの禁止)	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
第16条関係 (相談のための体制の整備)	176	5.3%	670	6.2%	295	5.3%
第17条関係 (短時間・有期雇用管理者の選任)	590	17.7%	1,764	16.4%	900	16.2%
その他 (指針等)	125	3.7%	1,207	11.2%	1,055	18.9%
合計	3,338	100.0%	10,738	100.0%	5,571	100.0%

【誤】

（2）是正指導の状況（育児・介護休業法第56条）

- ◆ 4,458 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの育児・介護休業法違反が確認された 3,835 事業所（86.0％）に対し、14,791 件の是正指導を実施（図 5-2）。
- ◆ 是正指導を行った 14,791 件のうち育児関係は 7,582 件、介護関係は 5,677 件（表 5-3）。
- ◆ 指導事項の内容は、育児関係では、「第 25 条関係（休業等に関するハラスメントの防止措置）」が 1,606 件（21.2％）、「第 5 条関係（育児休業）」が 1,563 件（20.6％）、「第 22 条第 1 項関係（雇用環境整備）」が 1,461 件（19.3％）、介護関係では、「第 25 条関係（休業等に関するハラスメントの防止措置）」が 1,557 件（27.4％）、「第 11 条関係（介護休業）」が 1,516 件（26.7％）、「第 16 条の 5、第 16 条の 6 関係（介護休暇）」が 841 件（14.8％）、となっている（表 5-3）。

図 5-2 育児・介護休業法に基づく是正指導件数の推移

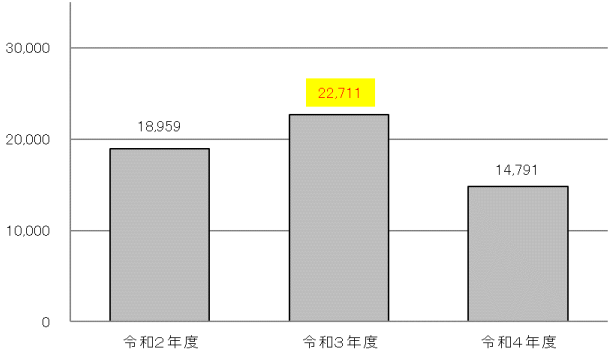


【正】

（2）是正指導の状況（育児・介護休業法第56条）

- ◆ 4,458 事業所を対象に雇用管理の実態把握を行い、このうち何らかの育児・介護休業法違反が確認された 3,835 事業所（86.0％）に対し、14,791 件の是正指導を実施（図 5-2）。
- ◆ 是正指導を行った 14,791 件のうち育児関係は 7,582 件、介護関係は 5,677 件（表 5-3）。
- ◆ 指導事項の内容は、育児関係では、「第 25 条関係（休業等に関するハラスメントの防止措置）」が 1,603 件（21.1％）、「第 5 条関係（育児休業）」が 1,563 件（20.6％）、「第 22 条第 1 項関係（雇用環境整備）」が 1,461 件（19.3％）、介護関係では、「第 25 条関係（休業等に関するハラスメントの防止措置）」が 1,556 件（27.4％）、「第 11 条関係（介護休業）」が 1,516 件（26.7％）、「第 16 条の 5、第 16 条の 6 関係（介護休暇）」が 841 件（14.8％）、となっている（表 5-3）。

図 5-2 育児・介護休業法に基づく是正指導件数の推移



令和4年度雇用環境・均等部（室）における雇用均等関係法令の施行状況について（P20）

【誤】

表5-3 是正指導件数の推移		(件)		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
育児関係	第5条関係(育児休業)	1,532 (19.0%)	1,591 (16.7%)	1,563 (20.6%)
	第9条の2、第9条の5関係(出生時育児休業)			130 (1.7%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	718 (8.9%)	1,918 (20.2%)	798 (10.5%)
	第10条、第16条の4、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第21条第2項、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係(不利益取扱い)	30 (0.4%)	19 (0.2%)	11 (0.1%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	270 (3.3%)	249 (2.6%)	163 (2.1%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	341 (4.2%)	335 (3.5%)	162 (2.1%)
	第19条関係(深夜業の制限)	159 (2.0%)	173 (1.8%)	112 (1.5%)
	第21条第1項関係(個別周知・意向確認)			191 (2.5%)
	第22条第1項関係(雇用環境整備)			1,461 (19.3%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	622 (7.7%)	602 (6.3%)	333 (4.4%)
	第24条第1項関係(所定労働時間の短縮措置等)	1,201 (14.9%)	1,418 (14.9%)	709 (9.4%)
	第25条関係(休業等に関するハラスメントの防止措置)	2,787 (34.5%)	2,749 (28.9%)	1,606 (21.2%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)
	則第7条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	410 (5.1%)	456 (4.8%)	342 (4.5%)
	小計	8,070 (100.0%)	9,511 (100.0%)	7,582 (100.0%)
介護関係	第11条関係(介護休業)	1,942 (22.0%)	2,044 (19.5%)	1,516 (26.7%)
	第16条の5、第16条の8関係(介護休暇)	776 (8.8%)	2,016 (19.3%)	841 (14.8%)
	第16条、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係(不利益取扱い)	9 (0.1%)	4 (0.0%)	1 (0.0%)
	第16条の9関係(所定外労働の制限)	555 (6.3%)	585 (5.6%)	280 (4.9%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	386 (4.4%)	438 (4.2%)	217 (3.8%)
	第20条関係(深夜業の制限)	329 (3.7%)	394 (3.8%)	207 (3.6%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	1,610 (18.2%)	1,711 (16.4%)	744 (13.1%)
	第24条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	428 (4.8%)	506 (4.8%)	280 (4.9%)
	第25条関係(休業等に関するハラスメントの防止措置)	2,766 (31.3%)	2,707 (25.9%)	1,557 (27.4%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	則第23条第2項関係(休業期間等の通知)	33 (0.4%)	58 (0.6%)	34 (0.6%)
	小計	8,835 (100.0%)	10,463 (100.0%)	5,677 (100.0%)
職業家庭両立推進者		2,054	2,715	1,532
合計		18,959	22,689	14,791

【正】

表5-3 是正指導件数の推移		(件)		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
育児関係	第5条関係(育児休業)	1,532 (19.0%)	1,590 (16.8%)	1,563 (20.6%)
	第9条の2、第9条の5関係(出生時育児休業)			130 (1.7%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	718 (8.9%)	1,918 (20.2%)	798 (10.5%)
	第10条、第16条の4、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第21条第2項、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係(不利益取扱い)	30 (0.4%)	19 (0.2%)	11 (0.1%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	270 (3.3%)	249 (2.6%)	163 (2.1%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	341 (4.2%)	336 (3.5%)	162 (2.1%)
	第19条関係(深夜業の制限)	159 (2.0%)	174 (1.8%)	112 (1.5%)
	第21条第1項関係(個別周知・意向確認)			191 (2.5%)
	第22条第1項関係(雇用環境整備)			1,461 (19.3%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	622 (7.7%)	601 (6.3%)	333 (4.4%)
	第24条第1項関係(所定労働時間の短縮措置等)	1,201 (14.9%)	1,418 (14.9%)	709 (9.4%)
	第25条関係(休業等に関するハラスメントの防止措置)	2,787 (34.5%)	2,726 (28.7%)	1,603 (21.1%)
	第25条(ハラスメント相談を理由とする不利益取扱いに係る事案)		2 (0.0%)	3 (0.0%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	0 (0.0%)	1 (0.0%)	1 (0.0%)
	則第7条第4項から第6項関係(休業期間等の通知)	410 (5.1%)	456 (4.8%)	342 (4.5%)
	小計	8,070 (100.0%)	9,490 (100.0%)	7,582 (100.0%)
介護関係	第11条関係(介護休業)	1,942 (22.0%)	2,043 (19.5%)	1,516 (26.7%)
	第16条の5、第16条の8関係(介護休暇)	776 (8.8%)	2,017 (19.3%)	841 (14.8%)
	第16条、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2、第52条の4、第52条の5関係(不利益取扱い)	9 (0.1%)	4 (0.0%)	1 (0.0%)
	第16条の9関係(所定外労働の制限)	555 (6.3%)	584 (5.6%)	280 (4.9%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	386 (4.4%)	438 (4.2%)	217 (3.8%)
	第20条関係(深夜業の制限)	329 (3.7%)	395 (3.8%)	207 (3.6%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	1,610 (18.2%)	1,712 (16.4%)	744 (13.1%)
	第24条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	428 (4.8%)	505 (4.8%)	280 (4.9%)
	第25条関係(休業等に関するハラスメントの防止措置)	2,766 (31.3%)	2,704 (25.9%)	1,556 (27.4%)
	第25条(ハラスメント相談を理由とする不利益取扱いに係る事案)		1 (0.0%)	1 (0.0%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	1 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	則第23条第2項関係(休業期間等の通知)	33 (0.4%)	57 (0.5%)	34 (0.6%)
	小計	8,835 (100.0%)	10,460 (100.0%)	5,677 (100.0%)
職業家庭両立推進者		2,054	2,761	1,532
合計		18,959	22,711	14,791

※「第25条(ハラスメント相談を理由とする不利益取扱いに係る事案)」の項目は、過去の数字の誤りの修正ではなく、詳細として表示するために新規に追加した項目です。

令和4年度雇用環境・均等部（室）における雇用均等関係法令の施行状況について（P21）

【誤】

(3) 紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助(育児・介護休業法第52条の4)

- ◆ 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は128件（図5-3）。
- ◆ 申立の内容をみると、育児関係では「第10条関係（育児休業及び出生時育児休業に係る不利益取扱い）」が52件（43.3%）と最も多く、次いで「第5条関係（育児休業（期間雇用者の育児休業を除く））」が33件（27.5%）となっている（表5-4）。
- ◆ 介護関係では、「第11条関係（介護休業（期間雇用者の介護休業を除く））」、「第16条、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係（不利益取扱い）」、「第23条第3項関係（所定労働時間の短縮措置等）」が2件（25.0%）と最も多く、次いで、「第16条の5、第16条6関係（介護休暇）」、「第26条関係（労働者の配置に関する配慮）」が1件（12.5%）となっている（表5-4）。
- ◆ 令和4年度中に援助を終了した140件のうち、112件（80.0%）について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決した。

図5-3 都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数の推移

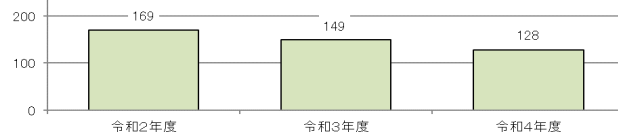


表5-4 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移

表5-4 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移		(件)		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
育児関係	第5条関係(育児休業(期間雇用者の育児休業を除く))	30 (18.8%)	25 (17.9%)	33 (27.5%)
	第5条関係(期間雇用者の育児休業)	8 (5.0%)	3 (2.1%)	5 (4.2%)
	第9条の2関係(出生時育児休業(期間雇用者の出生時育児休業を除く))			1 (0.8%)
	第9条の2関係(期間雇用者の出生時育児休業)			0 (0.0%)
	第9条の5関係(出生時育児休業中の就業)			0 (0.0%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第10条関係(育児休業及び出生時育児休業に係る不利益取扱い)	92 (57.5%)	82 (56.6%)	52 (43.3%)
	第10条関係(出生時育児休業中の就業に係る不利益取扱い)			0 (0.0%)
	第16条の4、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(休業以外に係る不利益取扱い)	6 (3.8%)	7 (5.0%)	7 (5.8%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	1 (0.8%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第19条関係(深夜業の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)
	第21条第1項関係(個別周知・意向確認)			1 (0.8%)
	第21条第2項関係(妊娠・出産等の申し出に係る不利益取扱い)			2 (1.7%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	10 (6.3%)	9 (6.4%)	7 (5.8%)
	介護関係	第25条(休業等に関するハラスメントの防止措置)	5 (3.1%)	6 (4.3%)
第26条関係(労働者の配置に関する配慮)		8 (5.0%)	5 (3.6%)	4 (3.3%)
小計		160 (100.0%)	140 (100.0%)	120 (100.0%)
第11条関係(介護休業(期間雇用者の介護休業を除く))		3 (33.3%)	2 (22.2%)	2 (25.0%)
第11条関係(期間雇用者の介護休業)		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第16条の5、第16条の6関係(介護休暇)		0 (0.0%)	2 (22.2%)	1 (12.5%)
第16条、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(不利益取扱い)		3 (33.3%)	0 (0.0%)	2 (25.0%)
第16条の8関係(所定外労働の制限)		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第18条関係(時間外労働の制限)		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
第20条関係(深夜業の制限)		0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	1 (11.1%)	1 (11.1%)	2 (25.0%)
	第25条(休業等に関するハラスメントの防止措置)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	2 (22.2%)	3 (33.3%)	1 (12.5%)
	小計	9 (100.0%)	9 (100.0%)	8 (100.0%)
合計		169	149	128

【正】

(3) 紛争解決の援助

① 労働局長による紛争解決の援助(育児・介護休業法第52条の4)

- ◆ 労働局長による紛争解決援助の申立受理件数は128件（図5-3）。
- ◆ 申立の内容をみると、育児関係では「第10条関係（育児休業及び出生時育児休業に係る不利益取扱い）」が52件（43.3%）と最も多く、次いで「第5条関係（育児休業（期間雇用者の育児休業を除く））」が33件（27.5%）となっている（表5-4）。
- ◆ 介護関係では、「第11条関係（介護休業（期間雇用者の介護休業を除く））」、「第16条、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係（不利益取扱い）」、「第23条第3項関係（所定労働時間の短縮措置等）」が2件（25.0%）と最も多く、次いで、「第16条の5、第16条6関係（介護休暇）」、「第26条関係（労働者の配置に関する配慮）」が1件（12.5%）となっている（表5-4）。
- ◆ 令和4年度中に援助を終了した140件のうち、112件（80.0%）について労働局長が助言・指導・勧告を行った結果、解決した。

図5-3 都道府県労働局長による紛争解決の援助の申立受理件数の推移

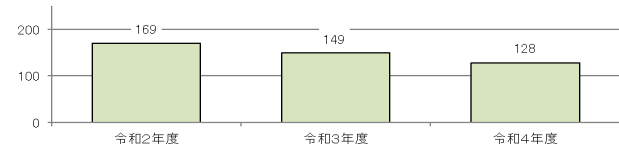


表5-4 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移

表5-4 労働局長による紛争解決の援助申立受理件数の推移		(件)		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
育児関係	第5条関係(育児休業(期間雇用者の育児休業を除く))	30 (18.8%)	25 (17.9%)	33 (27.5%)
	第5条関係(期間雇用者の育児休業)	8 (5.0%)	2 (1.4%)	5 (4.2%)
	第9条の2関係(出生時育児休業(期間雇用者の出生時育児休業を除く))			1 (0.8%)
	第9条の2関係(期間雇用者の出生時育児休業)			0 (0.0%)
	第9条の5関係(出生時育児休業中の就業)			0 (0.0%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	1 (0.6%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第10条関係(育児休業及び出生時育児休業に係る不利益取扱い)	92 (57.5%)	82 (56.6%)	52 (43.3%)
	第10条関係(出生時育児休業中の就業に係る不利益取扱い)			0 (0.0%)
	第16条の4、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(休業以外に係る不利益取扱い)	6 (3.8%)	7 (5.0%)	7 (5.8%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	0 (0.0%)	1 (0.7%)	1 (0.8%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第19条関係(深夜業の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.8%)
	第21条第1項関係(個別周知・意向確認)			1 (0.8%)
	第21条第2項関係(妊娠・出産等の申出に係る不利益取扱い)			2 (1.7%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	10 (6.3%)	8 (5.7%)	7 (5.8%)
	第25条(休業等に関するハラスメントの防止措置)	5 (3.1%)	6 (4.3%)	3 (2.5%)
介護関係	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	8 (5.0%)	5 (3.6%)	4 (3.3%)
	小計	160 (100.0%)	140 (100.0%)	120 (100.0%)
	第11条関係(介護休業(期間雇用者の介護休業を除く))	3 (33.3%)	2 (22.2%)	2 (25.0%)
	第11条関係(期間雇用者の介護休業)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条の5、第16条6関係(介護休暇)	0 (0.0%)	2 (22.2%)	1 (12.5%)
	第16条、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(不利益取扱い)	3 (33.3%)	0 (0.0%)	2 (25.0%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第20条関係(深夜業の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	1 (11.1%)	1 (11.1%)	2 (25.0%)
合計	第25条(休業等に関するハラスメントの防止措置)	0 (0.0%)	1 (11.1%)	0 (0.0%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	2 (22.2%)	3 (33.3%)	1 (12.5%)
	小計	9 (100.0%)	9 (100.0%)	8 (100.0%)
	合計	169	149	128

※「第25条(ハラスメント相談を理由とする不利益取扱いに係る事業)」の項目は、過去の数字の誤りの修正ではなく、詳細として表示するために新規に追加した項目です。

令和4年度雇用環境・均等部（室）における雇用均等関係法令の施行状況について（P22）

【誤】

② 両立支援調停会議による調停（育児・介護休業法第52条の5）

- ◆ 両立支援調停会議による調停の申請受理件数は13件（図5-4）。
- ◆ 調停の実施結果をみると、調停を開始したのは11件。調停案の受諾勧告を行ったものは2件で、そのうち1件については調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている。

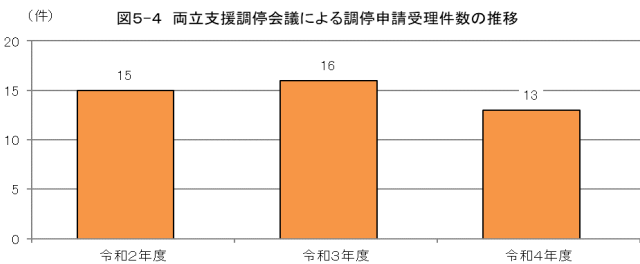


表5-5 両立支援調停会議による調停申請受理件数の推移

		(件)		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
育児関係	第5条関係(育児休業(期間雇用者の育児休業を除く))	4 (26.7%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
	第5条関係(期間雇用者の育児休業)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第9条の2関係(出生時育児休業(期間雇用者の出生時育児休業を除く))			0 (0.0%)
	第9条の2関係(期間雇用者の出生時育児休業)			0 (0.0%)
	第9条の5関係(出生時育児休業中の就業)			0 (0.0%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第10条(育児休業及び出生時育児休業に係る不利益取扱い)	4 (26.7%)	10 (66.7%)	9 (75.0%)
	第10条関係(出生時育児休業中の就業に係る不利益取扱い)			0 (0.0%)
	第16条の4、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(休業以外に係る不利益取扱い)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第19条関係(深夜業の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第21条第1項関係(個別周知・意向確認)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第21条第2項関係(妊娠・出産等の申出に係る不利益取扱い)			0 (0.0%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	1 (8.3%)
	第25条(休業等に関するハラスメントの防止措置)	3 (20.0%)	2 (13.3%)	1 (8.3%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (8.3%)
	小計	15 (100.0%)	15 (100.0%)	12 (100.0%)
介護関係	第11条関係(介護休業(期間雇用者の介護休業を除く))	0 (-%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第11条関係(期間雇用者の介護休業)	0 (-%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条の5、第16条の6関係(介護休暇)	0 (-%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(不利益取扱い)	0 (-%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条の9関係(所定外労働の制限)	0 (-%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	0 (-%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第20条関係(深夜業の制限)	0 (-%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	0 (-%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)
	第25条(休業等に関するハラスメントの防止措置)	0 (-%)	1 (100.0%)	0 (0.0%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	0 (-%)	1 (100.0%)	1 (100.0%)
合計		15	16	13

【正】

② 両立支援調停会議による調停（育児・介護休業法第52条の5）

- ◆ 両立支援調停会議による調停の申請受理件数は13件（図5-4）。
- ◆ 調停の実施結果をみると、調停を開始したのは11件。調停案の受諾勧告を行ったものは2件で、そのうち1件については調停案を当事者双方が受諾し、解決に至っている。

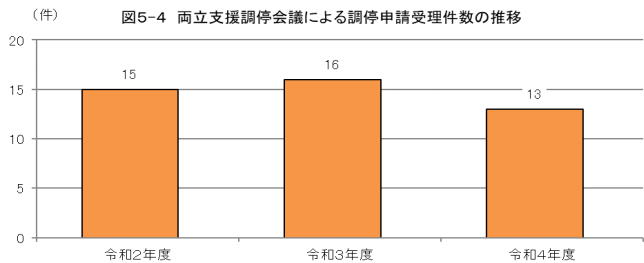


表5-5 両立支援調停会議による調停申請受理件数の推移

		(件)		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度
育児関係	第5条関係(育児休業(期間雇用者の育児休業を除く))	4 (26.7%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
	第5条関係(期間雇用者の育児休業)	1 (6.7%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第9条の2関係(出生時育児休業(期間雇用者の出生時育児休業を除く))			0 (0.0%)
	第9条の2関係(期間雇用者の出生時育児休業)			0 (0.0%)
	第9条の5関係(出生時育児休業中の就業)			0 (0.0%)
	第16条の2、第16条の3関係(子の看護休暇)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第10条(育児休業及び出生時育児休業に係る不利益取扱い)	4 (26.7%)	10 (66.7%)	9 (75.0%)
	第10条関係(出生時育児休業中の就業に係る不利益取扱い)			0 (0.0%)
	第16条の4、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(休業以外に係る不利益取扱い)	1 (6.7%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
	第16条の8関係(所定外労働の制限)	0 (0.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
	第17条関係(時間外労働の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第19条関係(深夜業の制限)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第21条第1項関係(個別周知・意向確認)			0 (0.0%)
	第21条第2項関係(妊娠・出産等の申出に係る不利益取扱い)			0 (0.0%)
	第23条第1項、第23条第2項関係(所定労働時間の短縮措置等)	2 (13.3%)	0 (0.0%)	1 (8.3%)
	第25条(休業等に関するハラスメントの防止措置)	3 (20.0%)	1 (6.7%)	0 (0.0%)
	第25条(ハラスメント相談を理由とする不利益取扱いに係る事案)		1 (6.7%)	1 (8.3%)
	第26条関係(労働者の配置に関する配慮)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (8.3%)
	小計	15 (100.0%)	15 (100.0%)	12 (100.0%)
介護関係	第11条関係(介護休業(期間雇用者の介護休業を除く))	0 (-%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第11条関係(期間雇用者の介護休業)	0 (-%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条の5、第16条の6関係(介護休暇)	0 (-%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条、第16条の7、第16条の10、第18条の2、第20条の2、第23条の2関係(不利益取扱い)	0 (-%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第16条の9関係(所定外労働の制限)	0 (-%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第18条関係(時間外労働の制限)	0 (-%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第20条関係(深夜業の制限)	0 (-%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第23条第3項関係(所定労働時間の短縮措置等)	0 (-%)	0 (0.0%)	1 (100.0%)
	第25条(休業等に関するハラスメントの防止措置)	0 (-%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
	第25条(ハラスメント相談を理由とする不利益取扱いに係る事案)		0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計		15	16	13

※「第25条(ハラスメント相談を理由とする不利益取扱いに係る事案)」の項目は、過去の数字の誤りの修正ではなく、詳細として表示するために新規に追加した項目です。